

定置式製造設備(不発弾等の解撤作業を行う製造設備)の技術基準等の見直し後のイメージ
【規則第4条第2項・3項、第5条第2項・3項】

審議済み 資料 2-1 にて審議するもの 性能規定化 (今回提案) 明確化、整理統合、その他

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
4	2		【現行規則】 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。		
4	2	1	【現行規則】 一 不発弾等解撤工室、不発弾等一時置場又は不発弾等廃棄処理場(以下「不発弾等解撤工室等」という。)は、製造所外の保安物件に対して、次の表の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	2	2	【現行規則】 二 不発弾等解撤工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、経済産業大臣が告示で定める基準により互いに接続する場合には、この限りでない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	2	3	【現行規則】 三 不発弾等解撤工室は、別棟とし、経済産業大臣が告示で定める構造とし、かつ、告示で定める建築材料を使用すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	2	4	【現行規則】 四 不発弾等解撤工室の放爆面(鋼製チャンバにあつては、搬入口をいう。)の方向には、経済産業大臣が告示で定める基準による土堤又は防爆壁を設けること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	2	5	【現行規則】 五 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除く。)の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。 六 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除く。)の床面は、次に掲げる措置を講ずること。 イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。 (1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤により生じる火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの (2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦(不発弾等解撤工室内で起こり得るものをいう。)を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。 【規制の趣旨】 (五号) ・火薬類に土砂類が混ざり変質することで爆発・発火を防ぐための規定 ・火薬類が落下することで爆発・発火を防ぐための規定(六号) ・火薬類が落下することで爆発・発火を防ぐための規定 【見直しの考え方】 床面は内面の一部であるため、五号と六号を統一の上、性能規定化してはどうか。	【改正案】【6号と統合】 五 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除く。以下この号において同じ。)の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。 イ 不発弾等解撤工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が不発弾等に混入することを防止するための措置を講ずること。 ロ 不発弾等解撤工室の内面には、不発弾等の解撤により生じる火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置を講ずること。 ハ 不発弾等解撤工室の床面には、不発弾等が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、不発弾等が落下することにより爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。 ニ 不発弾等解撤工室の床面には、鉄類を表さないこと。 【例示基準案】 ●施行規則第4条第2項第5号ロに規定する不発弾等解撤工室の内面の不発弾等の解撤により生じる火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置とは、内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであることとする。 ●施行規則第4条第2項第5号ハに規定する不発弾等が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置とは、床面の床材に鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用することとする。	
4	2	6	【現行規則】 六 不発弾等解撤工室(鋼製チャンバを除く。)の床面は、次に掲げる措置を講ずること。 イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。 (1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤により生じる火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの (2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦(不発弾等解撤工室内で起こり得るものを	【改正案】 削除【5号と統合】	

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>いう。)を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの</p> <p>ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が落下することで爆発・発火を防ぐための規定</p> <p>【見直しの考え方】 床面は内面の一部であるため、五号と六号を統一の上、性能規定化してはどうか。</p>		
4	2	7	<p>【現行規則】 七 鋼製チャンバには、不発弾等と床面とが直接接しない措置及び不発弾等が落下しない措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	2	8	<p>【現行規則】 八 解撤設備は、<u>できるだけ遠隔操作による設備</u>とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 「できるだけ」規定を見直すこととしたい。</p>	<p>【改正案】 八 解撤設備は、遠隔操作による設備とするよう努めること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	2	9	<p>【現行規則】 九 解撤作業中に<u>その温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 温度変化により火薬類が爆発・発火することを防止するための規定</p> <p>【見直しの考え方】 法令上の技術的修正</p>	<p>【改正案】 九 解撤作業中に不発弾等の温度が上昇する設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。<u>ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	2	10	<p>【現行規則】 十 解撤作業に使用するウォータージェットには、水圧及び研磨材の量が過剰になることを防ぐための装置を設けること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	2	11	<p>【現行規則】 十一 不発弾等廃棄処理場は、<u>危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が爆発することにより、延焼を防止するための規定</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。 また、「できるだけ」規定を見直すこととしたい。</p>	<p>【改正案】 十一 不発弾等廃棄処理場は、<u>次のイからハまでに定めるところによること。</u> イ 危険区域内に設けること。 ロ 第三十一条に規定する土堤、第三十一条の三に規定する防爆壁又は防火壁を設けること。<u>ただし、不発弾等が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u> ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第2項第11号に規定する周囲の火災を防止するための措置とは、不発弾等廃棄処理場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。</p>
4	3		<p>【現行規則】 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。</p>	<p>【改正案】 (略)</p>	
5	2		<p>【現行規則】 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p>		
5	2	1	<p>【現行規則】 一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。</p>	<p>【改正案】 一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	2	2	<p>【現行規則】 二 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	2	3	<p>【現行規則】 三 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
5	2	4	<p>【現行規則】</p> <p>四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。</p>	<p>【改正案】</p> <p>改正なし</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5	2	5	<p>【現行規則】</p> <p>五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。</p>	<p>【改正案】</p> <p>改正なし</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>
5	3		<p>【現行規則】</p> <p>第一項第三号、第六号から第九号まで、第十号の二、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二、第十七号、第二十号、第二十五号及び第二十六号並びに前項第二号及び第三号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。</p> <p>【規制の趣旨】</p> <p>危険のおそれのない場合の特則</p> <p>【見直しの考え方】</p> <p>不発弾解撤工室に関し、定置式製造設備において特則となっている基準と同じ内容の基準については特則の対象として認めても良いのではないかと。</p>	<p>【改正案】</p> <p>(略)</p>	